

瀬野憲一市長及び田中実教育長による  
パワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会  
調査報告書

令和8年3月19日



## 目次

第1	調査の趣旨	1
第2	特別委員会の設置等及び調査事件	1
1	設置決議	1
2	調査事項の追加に関する決議	1
3	委員会の名称及び構成	1
(1)	委員会の名称	1
(2)	委員会の構成	1
4	調査事件	2
第3	委員会の開催状況	2
第4	証人、参考人の出席等	4
1	証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	4
<b>令和7年11月20日(木)</b>		
(1)	上甲 一 証人(危機管理監)	4
(2)	平田 誠 証人(こども部長)	5
(3)	尾崎 剛 証人(水道局長)	5
<b>令和7年12月17日(水)</b>		
(4)	林 慶 証人(企画財政部長)	5
(5)	田中 秀典 証人(市民生活部長)	6
(6)	中村 英樹 証人(市民生活部次長兼生涯学習・スポーツ振興課長)	6
(7)	上甲 一 証人(危機管理監)	6
(8)	湯川 正和 証人(人事課長)	6
(9)	尾崎 剛 証人(水道局長)	6
(10)	西岡 貴之 証人(総務部長)	7
(11)	池田裕一郎 証人(人事課主任)	7
(12)	A 証人 (■■■主査)	7
<b>令和7年12月25日(木)</b>		
(13)	山根 幸治 証人(教育委員会事務局総務課主査)	7
<b>令和8年1月20日(火)</b>		
(14)	B 証人 ((株)サンコーハウス部長)	7
(15)	中司 正博 証人(さつき学園校長)	8
(16)	澤井 稔哉 証人(住宅まちづくり課主任)	8
(17)	高橋 幸司 証人(教育部長)	8
(18)	林 充世 証人(教育委員会事務局総務課主任)	8
(19)	瀬尾 邦雄 証人(教育部次長)	8
(20)	水野 敦夫 証人(教育委員会事務局総務課長)	8
(21)	西岡 貴之 証人(総務部長)	9
<b>令和8年2月9日(月)</b>		

(22) 田中 実 証人 (教育委員会教育長)	- - - - -	9
<b>令和8年2月13日 (金)</b>		
(23) 瀬野 憲一 証人 (市長)	- - - - -	9
2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項	- - - - -	10
3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要	- - - - -	10
第5 記録、資料の提出	- - - - -	10
1 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録及び提出状況	- - - - -	10
2 地方自治法第98条第1項に基づき提出を求めた資料及び提出状況	- - - - -	15
3 証人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	- - - - -	15
4 執行機関から提出を求めた資料、自主的に提出した資料	- - - - -	16
第6 委員派遣	- - - - -	16
第7 調査の結果	- - - - -	16
第7-1 上甲 一氏申出書について	- - - - -	17
1 委員会としての判断	- - - - -	17
(一) 認められる事実	- - - - -	17
(二) 事実に対する評価	- - - - -	18
第7-2 尾崎 剛氏申出書について	- - - - -	19
1 委員会としての判断	- - - - -	19
(一) 認められる事実	- - - - -	19
(二) 事実に対する評価	- - - - -	22
第7-3 平田 誠氏申出書について	- - - - -	22
1 委員会としての判断	- - - - -	23
(一) 認められる事実	- - - - -	23
(二) 事実に対する評価	- - - - -	24
第7-4 山根幸治氏申出書について	- - - - -	26
1 委員会としての判断	- - - - -	26
(一) 認められる事実	- - - - -	26
(二) 事実に対する評価	- - - - -	27
第8 証言拒否等	- - - - -	28
1 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否等の状況	- - - - -	28
2 証人の証言拒否の状況	- - - - -	29
3 虚偽の証言、自白の状況	- - - - -	29
4 記録の提出拒否の状況	- - - - -	29
5 宣誓拒否の状況	- - - - -	29
第9 告発	- - - - -	29
1 告発の状況	- - - - -	29
第10 調査経費	- - - - -	30
1 調査経費に関する議会の議決の状況	- - - - -	30

2	決算見込額	- - - - -	30
第11	その他	- - - - -	30
1	証人に対する公示送達	- - - - -	30
2	その他	- - - - -	30

## 第1 調査の趣旨

令和7年8月7日及び令和7年9月5日の報道発表において、市人事課に対し、市職員より田中実教育長からパワーハラスメントを受けたとの申し出が2件、さらに、市職員より瀬野憲一市長からパワーハラスメントを受けたとの申し出が1件あり、これらの事案は市の附属機関である公正職務等審査委員会に市から諮問がなされ、審議されることが明らかとなった。

市議会として、これら事案については、市内部における適正なガバナンスの確保などの観点から市政運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、市政運営が混乱を来し停滞することのないよう、速やかにその事実経過を明らかにすることにより、この異常事態の早期の解消へとつなげるべく、令和7年9月定例会において、地方自治法第100条第1項の権限を付与された本特別委員会が設置されたものである。

また、令和7年11月12日付けで、市職員から、少額随意契約に係る調査に関連し、執行機関内部において、市長、教育長をはじめ教育委員会、総務部と組織全体からの個人攻撃、ハラスメントがあるとの文書が市議会議長宛てに提出されたことから、令和7年12月定例会において、本件についても本特別委員会の調査項目に追加し、調査を行うこととしたものである。

## 第2 特別委員会の設置等及び調査事件

### 1 設置決議

「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑の調査に関する決議案」

令和7年9月30日、本会議で可決

### 2 調査事項の追加に関する決議

「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会の調査事項の追加に関する決議案」

令和7年12月4日、本会議で可決

### 3 委員会の名称及び構成

#### (1) 委員会の名称

瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会

#### (2) 委員会の構成

- ① 定数 8人
- ② 委員長 小鍛冶 宗親
- ③ 副委員長 高島 賢
- ④ 委員 由井 龍一郎、松本 満義、梅村 正明、武田 賢一、井内 昌幸、水原 慶明

なお、本委員会の運営に係る法的助言者として、倉橋 忍弁護士を選任した。

#### 4 調査事件

- (1) 市人事課に対し令和7年8月28日付で市職員から申し出のあった瀬野憲一市長によるパワーハラスメント事案に関する事
- (2) 市人事課に対し令和7年7月3日及び7月22日付で市職員から申し出のあった田中実教育長によるパワーハラスメント事案に関する事
- (3) 市議会議長に対し令和7年11月12日付で市職員から申し出のあったパワーハラスメント事案に関する事

### 第3 委員会の開催状況

回数	日時	協議内容等
第1回	令和7年10月9日(木) 開会 午前11時10分 閉会 午前11時28分	1 地方自治法第100条に基づく調査権について 2 委員会運営要領について 3 記録提出要求について ・地方自治法第100条第1項に基づき、市長に対し記録の提出を求めることを決定 4 法的助言者について
第2回	令和7年11月4日(火) 開会 午後4時04分 閉会 午後5時57分	1 法的助言者の選任について 2 記録の提出状況と対応について ・市長に対し、未提出の記録について直ちに提出を求めることを決定 3 ハラスメント当事者からの要望書等について 4 記録提出要求について ・地方自治法第100条第1項に基づき、市長、教育長に対し記録の提出を求めることを決定
第3回	令和7年11月06日(水) 開会 午後4時17分 閉会 午後4時23分	1 記録提出要求について ・地方自治法第100条第1項に基づき、公正職務等審査委員会委員長に対し記録の提出を求めることを決定
第4回	令和7年11月13日(水) 開会 午後4時08分 閉会 午後4時33分	1 記録の提出状況と対応について ・市長に対し、未提出の記録について、100条調査権が適切に行使されるよう、記録の提出について最大限の協力と誠実な対応を求めることを決定 2 記録提出要求について

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第 100 条第 1 項に基づき、田中実氏に対し記録の提出を求めることを決定</li> <li>3 第 5 回委員会に出頭を求める証人について</li> <li>・上甲危機管理監、平田こども部長、尾崎水道局長の出頭を求めることを決定</li> <li>4 証人尋問事項について</li> <li>5 証人出頭要求について</li> </ul>
第 5 回	令和 7 年 11 月 20 日 (木) 開会 午後 1 時 00 分 閉会 午後 7 時 57 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 証人尋問</li> <li>・上甲証人、平田証人、尾崎証人の証人尋問を実施</li> </ul>
第 6 回	令和 7 年 12 月 4 日 (木) 開会 午後 1 時 52 分 閉会 午後 2 時 09 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 第 7 回委員会に出頭を求める証人について</li> <li>・林企画財政部長、田中市民生活部長、中村市民生活部次長兼生涯学習・スポーツ振興課長、上甲危機管理監、湯川人事課長、尾崎水道局長、西岡総務部長、池田人事課主任、A■■■■主査の出頭を求めることを決定</li> <li>2 証人尋問事項について</li> <li>3 証人出頭要求について</li> </ul>
第 7 回	令和 7 年 12 月 17 日 (水) 開会 午前 10 時 04 分 閉会 午後 6 時 32 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 証人尋問</li> <li>・林証人、田中証人、中村証人、上甲証人、湯川証人、尾崎証人、西岡証人、池田証人、A 証人の証人尋問を実施</li> <li>2 調査経費の追加について</li> <li>3 第 8 回委員会に出頭を求める証人について</li> <li>・山根教育委員会事務局総務課主査の出頭を求めることを決定</li> <li>4 証人尋問事項について</li> <li>5 証人出頭要求について</li> <li>6 記録提出要求について</li> <li>・地方自治法第 100 条第 1 項に基づき、市長、教育長に対し記録の提出を求めることを決定</li> </ul>
第 8 回	令和 7 年 12 月 25 日 (木) 開会 午後 1 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 証人尋問</li> <li>・山根証人の証人尋問を実施</li> </ul>

	閉会 午後 3 時 10 分	2 記録提出要求について ・地方自治法第 100 条第 1 項に基づき、市長、山根教育委員会事務局総務課主査に対し記録の提出を求めることを決定
第 9 回	令和 8 年 1 月 14 日 (水) 開会 午前 9 時 44 分 閉会 午前 9 時 51 分	1 第 10 回委員会に出頭を求める証人について ・(株) サンコーハウス B 部長、中司さつき学園校長、澤井住宅まちづくり課主任、高橋教育部長、林教育委員会事務局総務課主任、瀬尾教育部次長、水野教育委員会事務局総務課長、西岡総務部長の出頭を求めることを決定 2 証人尋問事項について 3 証人出頭要求について
第 10 回	令和 8 年 1 月 20 日 (火) 開会 午前 10 時 02 分 閉会 午後 8 時 23 分	1 証人尋問 ・ B 証人、中司証人、澤井証人、高橋証人、林証人、瀬尾証人、水野証人、西岡証人の証人尋問を実施
第 11 回	令和 8 年 1 月 30 日 (金) 開会 午前 10 時 01 分 閉会 午前 10 時 09 分	1 第 12 回・第 13 回委員会に出頭を求める証人について ・第 12 回委員会に田中教育長、第 13 回委員会に瀬野市長の出頭を求めることを決定 2 証人尋問事項について 3 証人出頭要求について
第 12 回	令和 8 年 2 月 9 日 (月) 開会 午前 10 時 01 分 閉会 午後 3 時 15 分	1 証人尋問 ・ 田中証人の証人尋問を実施
第 13 回	令和 8 年 2 月 13 日 (金) 開会 午前 10 時 00 分 閉会 午後 1 時 52 分	1 証人尋問 ・ 瀬野証人の証人尋問を実施
第 14 回	令和 8 年 3 月 19 日 (木) 開会 午前 10 時 02 分 閉会 午前 10 時 42 分	1 調査報告書 (案) について

#### 第 4 証人、参考人の出席等

##### 1 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

令和 7 年 11 月 20 日 (木)

(1) 上甲 一 証人 (危機管理監、前総務部長)

① 出頭を求めた日時

令和7年11月20日（木）午後1時10分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年7月3日付ハラスメント等相談申出書に記載の田中実教育長によるパワーハラスメント事案について
- ・令和7年5月29日付で部長級職員8名から教育長に提出した具申書について
- ・令和7年9月1日付人事異動について
- ・総務部長であったときに職員から受けた、田中実教育長によるハラスメント事案に係る報告や相談について
- ・公正職務等審査委員会による調査について
- ・その他、上記に関連する事項について

(2) 平田 誠 証人（こども部長、前教育部次長兼教育委員会事務局総務課長）

① 出頭を求めた日時

令和7年11月20日（木）午後3時25分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年7月22日付ハラスメント等相談申出書に記載の田中実教育長によるパワーハラスメント事案について
- ・令和7年5月29日付で部長級職員8名から教育長に提出した具申書について
- ・公正職務等審査委員会による調査について
- ・その他、上記に関連する事項について

(3) 尾崎 剛 証人（水道局長、前企画財政部長）

① 出頭を求めた日時

令和7年11月20日（木）午後5時40分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年8月28日付ハラスメント等相談申出書に記載の瀬野憲一市長によるパワーハラスメント事案について
- ・令和7年5月29日付で部長級職員8名から教育長に提出した具申書について
- ・公正職務等審査委員会による調査について
- ・その他、上記に関連する事項について

**令和7年12月17日（水）**

(4) 林 慶 証人（企画財政部長兼財政課長、前企画財政部次長兼財政課長）

① 出頭を求めた日時

令和7年12月17日（水）午前10時05分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年9月1日付人事異動について

- ・企画財政部の業務について
  - ・その他、上記に関連する事項について
- (5) 田中 秀典 証人 (市民生活部長)
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日(水) 午前10時45分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年5月29日付で部長級職員8名から教育長に提出した具申書について
    - ・令和7年2月定例会に係るスポーツ関係団体補助金の対応に関する会議について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (6) 中村 英樹 証人 (市民生活部次長兼生涯学習・スポーツ振興課長)
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日(水) 午前11時25分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年2月定例会に係るスポーツ関係団体補助金の対応に関する会議について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (7) 上甲 一 証人 (危機管理監、前総務部長)
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日(水) 午後1時00分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年4月1日付人事異動について
    - ・令和7年9月1日付人事異動について
    - ・公正職務等審査委員会の答申について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (8) 湯川 正和 証人 (人事課長)
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日(水) 午後1時40分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年9月1日付人事異動について
    - ・市長・教育長によるパワーハラスメント事案に係る対応について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (9) 尾崎 剛 証人 (水道局長、前企画財政部長)
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日(水) 午後2時20分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・具申書を提出した際の教育長の対応について
    - ・令和7年9月1日付人事異動について

- ・ 人事異動後の水道局の業務について
  - ・ 公正職務等審査委員会の答申について
  - ・ その他、上記に関連する事項について
- (10) 西岡 貴之 証人（総務部長、前環境下水道部次長兼下水道課長）
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日（水）午後3時00分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・ 令和7年9月1日付人事異動について
    - ・ 市長・教育長によるパワーハラスメント事案に係る対応について
    - ・ その他、上記に関連する事項について
- (11) 池田 裕一郎 証人（人事課主任）
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日（水）午後3時40分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・ 市長・教育長によるパワーハラスメント事案に係る対応について
    - ・ その他、上記に関連する事項について
- (12) A 証人（■■■主査、前教育委員会事務局総務課主査）
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月17日（水）午後4時20分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・ 令和6年度の教育委員会事務局における、田中教育長及び管理職等関係職員と平田教育部次長兼教育総務課長との業務上の関わりについて
    - ・ 令和6年度の教育総務課の業務について
    - ・ その他、上記に関連する事項について

**令和7年12月25日（木）**

- (13) 山根 幸治 証人（教育委員会事務局総務課主査）
- ① 出頭を求めた日時  
令和7年12月25日（木）午後1時05分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・ 市議会議長に対し令和7年11月12日付で申し出のあったパワーハラスメント事案に関する事
    - ・ その他、上記に関連する事項について

**令和8年1月20日（火）**

- (14) B 証人（(株)サンコーハウス部長）
- ① 出頭を求めた日時  
令和8年1月20日（火）午前10時05分
  - ② 証言を求めた事項

- ・令和7年度に株式会社サンコーハウスが守口市と契約を締結したさつき学園に係る工事について
  - ・その他、上記に関連する事項について
- (15) 中司 正博 証人（さつき学園校長）
- ① 出頭を求めた日時  
令和8年1月20日（火）午前11時10分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (16) 澤井 稔哉 証人（住宅まちづくり課主任）
- ① 出頭を求めた日時  
令和8年1月20日（火）午後1時00分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (17) 高橋 幸司 証人（教育部長、前危機管理監）
- ① 出頭を求めた日時  
令和8年1月20日（火）午後1時35分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事及び当該工事に係る少額随意契約について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (18) 林 充世 証人（教育委員会事務局総務課主任）
- ① 出頭を求めた日時  
令和8年1月20日（火）午後2時10分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事及び当該工事に係る少額随意契約について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (19) 瀬尾 邦雄 証人（教育部次長）
- ① 出頭を求めた日時  
令和8年1月20日（火）午後3時20分
  - ② 証言を求めた事項
    - ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事及び当該工事に係る少額随意契約について
    - ・その他、上記に関連する事項について
- (20) 水野 敦夫 証人（教育委員会事務局総務課長、前学校教育課長）

① 出頭を求めた日時

令和8年1月20日（火）午後3時55分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事及び当該工事に係る少額随意契約について
- ・その他、上記に関連する事項について

(21) 西岡 貴之 証人（総務部長、前環境下水道部次長兼下水道課長）

① 出頭を求めた日時

令和8年1月20日（火）午後5時00分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年度に教育委員会事務局が実施を予定していたさつき学園に係る工事及び当該工事に係る少額随意契約について
- ・その他、上記に関連する事項について

**令和8年2月9日（月）**

(22) 田中 実 証人（教育委員会教育長）

① 出頭を求めた日時

令和8年2月9日（月）午前10時05分

② 証言を求めた事項

- ・令和6年度の教育委員会事務局における業務について
- ・平田教育部次長兼教育総務課長（令和6年度当時）との業務上のかかわり方について
- ・令和7年4月1日付人事異動について
- ・令和7年5月29日付で部長級職員8名から教育長に提出された具申書について
- ・令和7年2月定例会に係るスポーツ関係団体補助金の対応について
- ・令和7年9月1日付人事異動について
- ・令和7年10月23日に市議会へ報告を行ったさつき学園に係る少額随意契約事案への対応について
- ・その他、上記に関連する事項について

**令和8年2月13日（金）**

(23) 瀬野 憲一 証人（市長）

① 出頭を求めた日時

令和8年2月13日（金）午前10時05分

② 証言を求めた事項

- ・令和7年4月1日付人事異動について
- ・令和7年5月29日付で部長級職員8名から教育長に提出された具申書について

- ・令和7年2月定例会に係るスポーツ関係団体補助金の対応について
- ・令和7年9月1日付人事異動について
- ・令和7年10月23日に市議会へ報告を行ったさつき学園に係る少額随意契約事案への対応について
- ・市長・教育長に対する職員からのハラスメントの申出に対する対応について
- ・その他、上記に関連する事項について

## 2 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

なし

## 3 執行機関として出席を求めた者、説明の概要

(1) 令和7年11月4日(火)

職・氏名	説明を求めた事項
市長 瀬野 憲一 総務部長 西岡 貴之 人事課長 湯川 正和 人事課主任 池田 裕一郎	記録の提出期限の延長理由について

## 第5 記録、資料の提出

### 1 地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録及び提出状況

(1) 守口市長

- ① 令和7年10月9日請求 (提出期限: 令和7年10月20日)  
令和7年11月5日再請求

提出を求めた記録	提出状況
<p>下記(1)、(2)の事案に関する人事課の対応(職員からの申出書、起案文書、内部調整・検討資料、打ち合わせ資料、特別職を含むすべての関係職員及び関係部署への報告・連絡・相談の記録、顧問弁護士への相談記録等)及び公正職務等審査委員会(起案文書、委員会資料、会議録のほか、委員の選任及び委員会運営に係る調整・検討資料、打ち合わせ資料、会議の日程調整の記録等)に係る記録一切</p> <p>(1)市人事課に対し令和7年8月28日付で市職員から申し出のあった瀬野憲一市長によるパワーハラスメント事案</p> <p>(2)市人事課に対し令和7年7月3日及び7月22日付で市職員から申し出のあった田中実</p>	<p>令和7年10月16日付で、「記録の提出期限の延長について」として、対象文書の内容・範囲を正確に精査する必要があるとして提出期限を11月20日に延長された旨の文書の提出があった。</p> <p>令和7年10月20日付で、職員からの申出書、人事課の起案文書、公正職務等審査委員会の起案文書の一部、関係部署への報告に係る記録の提出があった。また、決算委員会や市職員逮捕事案に係る事務繁忙の影響により、事務処理に時間を要しているため、改めて提</p>

<p>教育長によるパワーハラスメント事案</p>	<p>出期限延長の申入れがあった。</p> <p>令和7年10月21日付で、「記録の提出について」の補足」として、提出期限の延長を申し入れる理由について補足説明の文書の提出があった。</p> <p>令和7年10月31日付で、公正職務等審査委員会の委員会運営に係る調整・検討資料、打合せ資料及び会議の日程調整の記録の提出があった。</p> <p>令和7年11月5日付で、未提出の記録について直ちに提出を求める旨の請求を行った。</p> <p>令和7年11月12日付で、人事課の内部調整・検討資料、特別職を含むすべての関係職員及び関係部署への報告・連絡・相談の記録の提出があった。</p> <p>なお、その余の資料については、地方自治法第100条第4項の「職務上の秘密」に属するため提出しないとの回答があった。</p> <p>令和7年11月14日付で、未提出の記録について、100条調査権が適切に行使されるよう、記録の提出について最大限の協力と誠実な対応を求める旨の申出を行った。</p>
--------------------------	--

② 令和7年11月5日請求（提出期限：令和7年11月10日）  
令和7年11月6日補正

提出を求めた記録	提出状況
<p>(1) 令和7年9月1日以降に、人事課が行った法務相談に関する資料</p> <p>(2) 令和7年度の人事異動方針</p> <p>(3) 令和7年9月1日付の人事異動が、組織で議論された経緯がわかる資料</p> <p>(4) 企画財政部、水道局の人員配置に関する資料</p>	<p>令和7年11月10日付で、(1), (2), (4), (5), (8), (9), (10)の記録の提出があった。</p> <p>なお、(3), (7), (11), (12)の記録は保有しておらず、(6)の記録は地方自治法第100条第4項の「職務</p>

<p>料（過去 10 年間）</p> <p>(5) 林企画財政部長及び西岡総務部長の人事異動の経歴（在役職期間を含む）</p> <p>(6) 水道局の人事異動調書（過去 3 年間）</p> <p>(7) 水道事業管理者又は水道局職員から総務部長又は総務部人事課に対して、令和 7 年度当初の人事異動及び令和 7 年 9 月 1 日付の人事異動にあたり、水道局長の配置に関して要求したことがわかる資料</p> <p>(8) 令和 7 年 2 月定例会に係るスポーツ関係団体補助金の対応に関する会議の資料（会議の概要及び出席者が分かるもの）</p> <p>(9) 市長が、行政会議において、具申書の提出に関し行き過ぎた行為と発言したことが分かる資料</p> <p>(10) 令和 7 年 9 月 5 日付「パワーハラスメントに係る申出事案への対応について（守口市報道提供）」に係る尾崎水道局長と湯川人事課長のロゴチャットの記録</p> <p>(11) 令和 7 年度の教育委員会の事務分掌を見直すに当たり作成した資料（企画課、人事課が所有する資料）</p> <p>(12) 公正職務等審査委員会に人事課が提出した資料の一覧表（11 月 4 日時点での 100 条委員会への提出の有無、公正職務等審査委員会に提出した資料と 100 条委員会に提出した資料の差異（マスキングの有無など）が分かるようにしたもの）</p>	<p>上の秘密」に属するため提出しないとの回答があった。</p>
---	----------------------------------

③ 令和 7 年 12 月 18 日請求（提出期限：令和 7 年 12 月 23 日）

提出を求めた記録	提出状況
<p>瀬野市長が市議会へ報告を行ったさつき学園に係る少額随意契約に関する市、教育委員会が保有する以下の記録一切（起案文書、内部調整・検討資料、打ち合わせ資料、特別職を含むすべての関係職員及び関係部署への報告・連絡・相談の記録、顧問弁護士及び警察への相談記録等）</p> <p>(1) 契約及び支出関係書類（契約書、支出負担行</p>	<p>令和 7 年 12 月 23 日付で、(2) の記録の提出があった。</p> <p>なお、(1), (3) の記録は保有しておらず、(4) の記録は地方自治法第 100 条第 4 項の「職務上の秘密」に属するため提出しないとの回答があった。</p>

為、支出命令書、業務完了届等) (2) 契約締結にあたっての市、教育委員会内部での報告・連絡・相談に関する資料 (3) 教育委員会と学校及び受託事業者との連絡・調整に関する資料 (4) 業務が履行されていない事実の把握及びその後の対応に関する資料	
--	--

④ 令和7年12月26日請求（提出期限：令和8年1月9日）

提出を求めた記録	提出状況
総務部人事課において10月22日以降に山根教育委員会事務局総務課主査からハラスメントに関し相談を受けた際の記録及びその後の対応に係る記録一切	令和8年1月9日付で、相談記録1点の提出があった。

(2) 守口市教育委員会教育長

① 令和7年11月5日請求（提出期限：令和7年11月10日）

提出を求めた記録	提出状況
令和7年5月29日に尾崎企画財政部長、上甲総務部長（いずれも当時）が教育長に具申書を手交した際に教育長が提示した、教育監の更迭などについて記載された文書	令和7年11月10日付で、当該文書は保有していないとの回答があった。 令和8年2月2日付で、「記録提出請求書に対する報告及び提出について」として、令和8年1月21日付で対象文書を公文書ではないとした決定処分を取り消し、同日付で対象文書を部分公開したことの報告及び当該文書の提出があった。

② 令和7年11月6日請求（提出期限：令和7年11月11日）

提出を求めた記録	提出状況
(1) 田中教育長、水川教育監（当時）、山根氏、A氏4名のグループによる令和6年度のロゴチャットの記録 (2) 令和6年度に実施した水泳指導視察（スイミングスクール）に関する資料（打ち合わせ資料、メモ、会議録等を含む）	令和7年11月11日付で、「記録の提出期限の延長について」として、内容の精査に相当程度の時間を要するとして提出期限を11月20日に延長されたい旨の文書の提出があった。

<p>(3) 錦中学校、金田小学校での学校図書館のリニューアル式典に関する資料（打ち合わせ資料、メモ、会議録等を含む）</p> <p>(4) 令和6年度、教育長が、職員から警察の容疑者段階であることについて、報告を受けた件に関する資料</p> <p>(5) 令和6年度、教育委員会の職員が警察から事情聴取等を受けた件に関する資料</p> <p>(6) 令和6年度の教職員の分限処分、懲戒処分に関する資料</p> <p>(7) 令和7年度の教育委員会の事務分掌を見直すに当たり作成した資料</p>	<p>令和7年11月20日付で、(1), (2), (7)の資料、(3)のうち錦中学校の式典に関する資料、(6)のうち教職員の分限処分に関する資料の提出があった。</p> <p>なお、(3)のうち金田小学校の式典に関する資料、(5)の資料、(6)のうち教職員の懲戒処分に関する資料は保有しておらず、(4)の資料は地方自治法第100条第4項の「職務上の秘密」に属するため提出しないとの回答があった。</p>
---	--

③ 令和7年12月18日請求（提出期限：令和7年12月23日）

提出を求めた記録	提出状況
<p>瀬野市長が市議会へ報告を行ったさつき学園に係る少額随意契約に関する市、教育委員会が保有する以下の記録一切（起案文書、内部調整・検討資料、打ち合わせ資料、特別職を含むすべての関係職員及び関係部署への報告・連絡・相談の記録、顧問弁護士及び警察への相談記録等）</p> <p>(1) 契約及び支出関係書類（契約書、支出負担行為、支出命令書、業務完了届等）</p> <p>(2) 契約締結にあたっての市、教育委員会内部での報告・連絡・相談に関する資料</p> <p>(3) 教育委員会と学校及び受託事業者との連絡・調整に関する資料</p> <p>(4) 業務が履行されていない事実の把握及びその後の対応に関する資料</p>	<p>令和7年12月23日付で、(1), (4)の記録の提出があった。</p> <p>なお、(2), (3)の記録は保有していないとの回答があった。</p>

(3) 守口市公正職務等審査委員会委員長

① 令和7年11月6日請求（提出期限：令和7年11月12日）

提出を求めた記録	提出状況
<p>下記(1)、(2)の事案に関する公正職務等審査委員会（委員会資料、会議録のほか、委員会運営に係る調整・検討資料、打ち合わせ資料、会議の日程調整の記録等）に係る記録一切</p>	<p>令和7年11月12日付で、公正職務等審査委員会の委員会運営に係る調整・検討資料、打合せ資料及び会議の日程調整の記録の提</p>

<p>(1)市人事課に対し令和7年8月28日付で市職員から申し出のあった瀬野憲一市長によるパワーハラスメント事案</p>	<p>出があった。 なお、その余の資料は地方自治法第100条第4項の「職務上の秘密」に属するため提出しないとの回答があった。</p>
<p>(2)市人事課に対し令和7年7月3日及び7月22日付で市職員から申し出のあった田中実教育長によるパワーハラスメント事案</p>	

(4) 田中 実 氏

① 令和7年11月13日請求（提出期限：令和7年11月18日）

提出を求めた記録	提出状況
<p>令和7年5月29日に尾崎企画財政部長、上甲総務部長（いずれも当時）が貴殿に具申書を手交した際に貴殿が提示した、教育監の更迭などについて記載された文書</p>	<p>令和7年11月18日付で、当該記録は第三者の政治的信条が記載されていること、第三者から他に出不さないことの要請を受けて提供されたものであり、第三者との信頼関係を著しく損なうことになること、個人の私的書面でありプライバシーの保護が及ぶことから提出しないとの回答があった。 (なお、当該記録は令和8年2月2日付で教育長として提出があった。)</p>

(5) 山根 幸治 氏

① 令和7年12月26日請求（提出期限：令和8年1月9日）

提出を求めた記録	提出状況
<p>市議会議長に対し令和7年11月12日付で申し出のあったパワーハラスメント事案に関する教育委員会事務局において実施されたヒアリング、総務部人事課への相談、その他関連する音声データ一切</p>	<p>令和8年1月9日付で、音声データ6点の提出があった。</p>

2 地方自治法第98条第1項に基づき提出を求めた資料及び提出状況

なし

3 証人から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

次の資料について証人から自主的に提出があった。

(1) 上甲 一 証人（危機管理監、前総務部長）

① 令和7年10月22日提出

「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会における審査過程の全面公開等について」

(2) 尾崎 剛 証人 (水道局長、前企画財政部長)

① 令和7年10月24日提出

「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会」に対する資料の提出及び同特別委員会審査の早期の実施と審査過程を原則全部公開としていただくことについてのお願い」

② 令和7年12月3日提出

「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会」に対する資料の提出等についてのお願い」

③ 令和7年12月22日提出

「令和7年11月28日付照会文書への回答について」

(3) 平田 誠 証人 (こども部長、前教育部次長兼教育委員会事務局総務課長)

① 令和7年10月27日提出

「瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会」における審査過程及び「ハラスメント等相談申出書」の部分公開等について」

#### 4 執行機関から提出を求めた資料、自主的に提出した資料

なし

### 第6 委員派遣

なし

### 第7 調査の結果

本調査報告書は、申出書において指摘された市長、教育長の言動が事実と認められるかどうか、仮に事実と認められる場合に、厚生労働省の「パワーハラスメント防止のための指針」が定めるパワーハラスメントの定義である「①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすもの」に該当するかどうか、を検討するものである。

なお、事実認定については、①客観的資料、②関係者の証言、③市長、教育長の証言が主な証拠となるところ、証拠評価については、以下のように整理する。

i まずは客観的資料から事実認定を行う。

ii 客観的資料がない場合は、関係者の証言による認定を検討するが、関係者の証言は重要であるものの、特に直接その場を見ていない者の証言は事実認定においては慎重に評価することになる。

- iii 客観的資料が無い場合であっても、市長、教育長が認めている事実は原則として認定可能と考えられる。

## 第7-1 上甲 一氏申出書について

上甲氏の申出書は、田中教育長からのパワーハラスメントがあったとして、令和7年7月3日付で市人事課宛に提出されたものである。

上甲氏は当該申出書において、令和7年5月29日（木）正午過ぎに、教育長執務室内において、田中教育長から当時総務部長であった上甲氏並びに企画財政部長であった尾崎氏に対するパワーハラスメントがあったと主張し調査を求めている。

証言においては、上甲氏や尾崎氏が関わっていない、作成もしていない文書を提示され、当該文書の作成に関与したとの疑念の目を向けられ精神的苦痛を受けるとともに、名誉を著しく傷つけられたということを訴えている。

### 1 委員会としての判断

#### (一) 認められる事実

(1) 令和7年5月29日、教育長執務室内において、上甲氏、尾崎氏両名が田中教育長に具申書を手渡した。なお、この時点で令和7年2月市議会定例会は5月30日まで会期延長され、いまだ令和7年度一般会計予算の成立には至っておらず、暫定予算による市政運営を行っていた。

そのような中で、同具申書は、早期に予算を成立させ、市政の正常化と安定した行政サービスの提供を図るために急遽作成されたものであり、8名の部長級職員の連名による文書である。当該具申書は、上甲氏、尾崎氏の2名が教育長執務室に持参し、田中教育長に示された。

具申書の具体的内容は、田中教育長自身が配置した原田教育監兼教育部長の任命責任も含め、早急に人事異動を行い、教育委員会としての体制を改めることを求めるものであった。

(2) これに対し田中教育長は、「なぜ私に意見するのか、意見するのならば議会にするべきだ」という趣旨の発言をした。

(3) また、田中教育長から上甲氏や尾崎氏に対して、具申書に記載のある、行政の透明性、中立性、公平性について、具体的な説明を求めた。その際に、田中教育長からは、「いつもの尾崎さんのように（話してくればいい）」という発言があった。

(4) 田中教育長の前で上甲氏が具申書全文を音読した。

(5) 上記対応に関して、田中教育長の口調は特別荒いわけではなく、人格を否

定するような発言もなかった。

- (6) 尾崎氏からは、「具申書に名前を書いた8人のメンバー全員呼んでみましょうか」という発言があった。
- (7) また、このようなやりとりの中で、田中教育長は「教育監の更迭」などと記載された文書を上甲氏と尾崎氏に示し、同文書が池嶋議員から提供されたものであるとの説明をした上で、上甲氏と尾崎氏が同文書の作成に関与したと聞いているがその通りかとの質問を行った。
- (8) 上甲氏、尾崎氏は上記文書作成への関与を否定し、市議会及び池嶋議員に直接確認する旨を田中教育長に伝えた。
- (9) 翌5月30日、上甲氏、尾崎氏は議長、副議長に田中教育長との上記一連のやりとりについて報告し、その後事実確認をしたところ、池嶋議員からは、田中教育長にそのような文書を渡した心当たりはないとの認識が示された。
- (10) 同日、田中教育長は、本件文書は池嶋議員から提供されたものではなく、第三者から取得したものである旨発言をし、前日の発言を修正した。

## (二) 事実に対する評価

- (1) 田中教育長と上甲氏、尾崎氏の間には直接の指揮命令関係はなく、また、優越性が認められる特段の事情は証拠上からは認め難く、上記①の要素を満たすか疑問が残る。ただ、この点をおくとしても、以下の点から②の要素を満たさないものと考えられる。
  - i 具申書は、8名の部長級職員から連名で突然田中教育長に示されたものであり、かつ、その内容は、教育長自身の原田教育監兼教育部長の任命責任を含め早急な人事異動を行うことを求めるなど、非常に重大な対応を求めるものである。
  - ii そのような文書を突然示された田中教育長の驚きも理解できるものであり、そのために、ある程度対応が厳しくなったとしてもやむを得ない側面がある。
  - iii また、対応こそ厳しかったものの、教育長の言葉のトーンは通常とそれほど変わらないものであり、過度に上甲氏らを威圧したり押さえつけたりするようなものではなかった。なお、上甲氏が具申書を音読した点について、その経緯の説明には両者に食い違いがあるものの、いずれにしても、音読をしたという事実によって、教育長の対応がハラスメントに該当するとまで評価することはできない。
  - iv 別文書を示した点についても、具申書の内容と関連性のある文書を提示

して、具申書の内容との関連性を質問するものであり、無関係な文書をもって上甲氏らを威圧するなどを目的としたものではなく、教育長の弁明（「確認のために行った」）にも一定の合理性がある。

- v 尾崎氏が「具申書に名前を書いた8人のメンバー全員呼んでみましょうか」という発言ができることは、教育長の威圧性を否定する方向に働くものである。

以上のことからすれば、田中教育長の言動については、業務上必要かつ相当な範囲を超えたとはまでは認定できず、②の要素を満たさないものと考えられる。

したがって、これらの言動については、パワーハラスメントに該当すると認定することはできない。

- (2) ただ、田中教育長が別文書を示した点については、上甲氏らの具申書に対抗するために行われたと見られる余地もある。教育長の弁明に一定の合理性があることを踏まえても、具申書のやり取りの時点において、あえて別文書につき上甲氏、尾崎氏の関与を確認することの不自然性は残る。ハラスメントに当たるとまでは言えないとしても、教育長として不適切な行動であったと言われてもやむを得ないものと思われる。

## 第7-2 尾崎 剛氏申出書について

尾崎氏の申出書は、市長からのパワーハラスメントがあったとして、令和7年8月28日付で市人事課宛に提出されたものである。

尾崎氏は、当該申出書において(1)瀬野市長が令和7年8月22日に発令した人事異動（9月1日付、尾崎氏は企画財政部長から水道局長に異動）におけるパワーハラスメント（権限の濫用）、(2)瀬野市長が当時企画財政部長であった尾崎氏への指示や尾崎氏との情報共有を行わないパワーハラスメント（組織からの切り離し、過小な要求）、(3)8名の部長級職員が田中教育長宛に提出した具申書について瀬野市長があらゆる場面で一方的に「部長級としては行き過ぎた行動」と発言する事によるパワーハラスメント（一方的批判）を主張し、調査を求めている。

### 1 委員会としての判断

#### (一) 認められる事実

##### (1) 水道局の状況

- ① 平成30年度以降、尾崎氏が任命されるまで、水道局長が不在の体制で運営している。

② 尾崎氏を水道局長に任命する前に水道局から局長がほしいという要請はなかった。

③ 尾崎氏を水道局長に任命する前に水道局から切迫した状況であるとの説明はなかった。

むしろ、水道局においては、お客さまセンターが外部への委託となり、4課体制から3課体制になっている。また、平成30年度と令和6年度を比べれば、水道局の職員は41名から34名となり7名減っている。

④ 市長が内示の際に尾崎氏に異動理由として述べた、「広域化」「料金改定」については、「一定検討が進められていると思う」という市長証言があるが、他方で、広域化については「現在具体的な検討は行われていない」とも市長は説明している。

⑤ 急に水道局長を任命する必要があったのかという委員長の質問に対して、「私の方針です」との証言が市長からなされた。

## (2) 企画財政部の状況

① 年度の途中で部長級を変更することは引継ぎや方針のすり合わせの問題などもあり異例のことである。

② 後任の林氏は2年以上の次長経験がなく、次長級在級2年以上を部長へ昇任することとする人事異動方針の最低基準要件（原則）を満たしていない。なお、人事異動方針は、人事異動の透明性を図り、公平公正に行うために作られたものである。

③ 林氏は、従前、企画財政部次長と財政課長を兼務していたところ、人事異動により企画財政部長と財政課長を兼務することとなり、行政全体、組織全体の統制など全体的な判断が求められ、職責上の責任、負担が大きい。また、部長級職員ということで充て職にあたるような会議に出席する機会も増えている。

④ 市長は、具申書提出以後も当時企画財政部次長であった林氏を通じて尾崎氏と情報の共有を図っていたと証言しているが、林氏の証言を踏まえれば、市長が尾崎氏と直接話をする機会自体は減っている。

## (3) 本件人事異動への人事課の関与

9月1日付の人事異動については、人事課と相談せず市長が独断で決定している。

湯川人事課長は市長に対し、次長級在級2年以上を満たしていない点につき、上記人事異動方針に則っていないことの進言をしている。

## (4) 教育委員会の体制を改めることとの関係がないこと

市長は原田教育監兼教育部長の異動を決めた後、尾崎氏の異動を決めたと証言している。しかし、原田教育監兼教育部長の異動に伴い、高橋危機管理監が教育部長に、上甲総務部長が危機管理監に異動しているが、尾崎氏の人事異動は教育委員会の体制を改めることと関連がない（この点につき、市長は、「人事異動ですから特に教育委員会と関係がなければならぬということではないと思います」、と証言している）。

(5) 具申書の手渡しから人事異動までの経緯

① 令和7年5月29日に尾崎氏、上甲氏が教育長に対し具申書を手渡した。

具申書は、尾崎氏、上甲氏を含む8名の部長級職員が連名で作成したものであり、早期に予算を成立させ、市政の正常化と安定した行政サービスの提供を図るためのものであった。

② 翌5月30日、市長は8名の部長級職員に対し、具申書の提出は、部長級として行き過ぎた行動であると発言した。

さらに、(i)6月2日の行政会議において、(ii)6月27日の市民環境委員会において、(iii)8月19日の本会議終了後の記者からの取材の場において、それぞれ同様の発言（部長級として行き過ぎた行動である）をした。

③ 同日（5月30日）、市長から田中市民生活部長に対して「後ろから鉄砲で撃たれたような感じだ」「こんな状況では仕事を任せられない」旨の発言があった。

④ 6月2日に尾崎氏、上甲氏が連名で情報公開請求書を提出した。公開請求した資料名は「令和7年5月29日、守口市教育長の執務室において、企画財政部長（尾崎）、総務部長（上甲）に対して「この資料は守口市議会議員の池嶋氏から尾崎部長、上甲部長が作成したと聞いているが二人は知っていますか」という趣旨の発言をして示した一切の文書一式」である。

⑤ 7月3日に上甲氏がハラスメント等相談申出書を提出した。当該申出書は、上記具申書を5月29日に提出した際に、上甲氏、尾崎氏に対して田中教育長が行ったパワーハラスメントを問題としている。

⑥ 市長は、7月終わりか8月初めに原田教育監兼教育部長の異動の方針を決定した。

⑦ 市長は、8月に入ってから原田教育監兼教育部長の異動に伴い、上甲氏、尾崎氏の異動を決めた。

⑧ 教育委員会の体制を改める方針が示されたことにより、8月19日に予算が可決された。

⑨ 予算が可決された直後である8月22日に尾崎氏に対し異動の内示が市長

からなされた。

- ⑩ 9月1日の人事異動は、尾崎氏、上甲氏の異動を含め多くの管理職に及ぶものであった。なお、上甲氏の異動に伴い西岡氏が総務部長に昇任しているが、西岡氏についても2年以上の次長経験がなく、次長級在級2年以上を部長へ昇任することとする人事異動方針の最低基準要件（原則）を満たしていない。

## (二) 事実に対する評価

- (1) 人事異動には市長の広い裁量が認められるが、無制限のものではなく、必要性和合理性がなければならない。
- (2) 市長は人事異動につき総合的判断、能力、経験等を判断したと述べるが、そもそも市長が尾崎氏を水道局へ異動させる必要性が全く見当たらない。かえって、上記水道局の状況に記載のとおり、必要性が否定される事情が認められる。
- (3) 合理性の点でも、尾崎氏を異動させることにより企画財政部に上記のような不合理な状況が生じている。
- (4) 加えて、具申書の手渡しから人事異動までの間に、上記経緯記載のような人事の不合理性を基礎付ける事情が認められる。人事課と相談せず独断で行ったこと、教育委員会の体制を改めることとの関連がないこと、予算が通った後とはいえ、暫定予算の直後で混乱していた状況下での内示であることも人事異動の不合理性を推認させる事情である。
- (5) まとめ

尾崎氏の異動には必要性は認められず、むしろ企画財政部において不合理な状況が生じている。具申書の手渡しから人事異動までの経緯からしても不合理な人事と見られかねない状況である。このようなことから、尾崎氏の人事異動は、市長の権限を逸脱していると言わざるを得ない。

さらに、本件人事異動は、年度途中で、突然理由もなく長年空いていたポストへ異動させたものであり、尾崎氏の就業環境が害されていると言える。本件人事異動は、パワーハラスメントの要素①、②、③をすべて満たしており、パワーハラスメントに該当する。

なお、尾崎氏が主張する(2)、(3)については、人事異動の不合理性を基礎付ける要素として位置付けている。

## 第7-3 平田 誠氏申出書について

平田氏の申出書は、田中教育長からのパワーハラスメントがあったとして令和7年

7月22日付で市人事課宛に提出されたものである。

平田氏は当該申出書において、教育部次長兼教育委員会総務課長であった令和6年度において、教育長からの精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求として多数の事実があったと指摘している。

加えて、平田氏は学校施設の目的外使用や企業との協定の締結や事務分掌、事務分担の見直しなど様々な事業において、その節々で教育長から「何を言っているかわからない、分かるように説明してください」などと言われることが非常に多く、常日頃のこのような教育長の言動の積み重ねが集約され、全体的にハラスメントに当たると認識している、と証言している。

## 1 委員会としての判断

### (一) 認められる事実

平田氏に対し教育長が行った具体的な発言内容や言動の目的等については、平田氏と教育長との間に相当齟齬はあるものの、平田氏が指摘する外形的な事実自体については、大きな食い違いは認められない。

したがって、教育長が平田氏に対して直接行った外形的な事実という限度で、平田氏の主張する事実（発言内容を除く）は概ね認められる。

以下は認められる外形的な事実の概略である。

- ① 田中教育長は、当初平田氏を含む3名との間で事務分掌見直しについて話をしている時に、総務課は何をする課なのかなどという発言をした。さらに、2人を退出させ平田氏と2人となり、2人だけの場で、「大丈夫か。次長本当にどうしたの」などと言った。
- ② 田中教育長は令和7年度に教育総務課に政策担当チームを設置した。
- ③ スイミングスクールでの水泳指導の視察について、田中教育長は平田氏に対して直接知らせるということはなかった。
- ④ 令和6年度当初は教職員の不祥事について平田氏へ情報共有があったが、その後はなくなった。
- ⑤ 田中教育長が平田氏に対して、当初、平田氏に検討を指示していた目的外使用のシステム化等の検討について、私がやりましょうかという話をした。
- ⑥ 学校施設の目的外使用の見直しについて田中教育長が立ち上げたロゴチャットグループに平田氏を入れなかった。

このロゴチャットグループで水川教育監が平田次長も含めて日程調整をさせていただきますと発言した直後からロゴチャットグループのやり取りがなくなった。

- ⑦ 田中教育長は、学校施設有効活用の説明で事業者が来庁した際に平田氏に声をかけずに、鮎谷主任を同席させた。
- ⑧ 令和6年12月定例会で目的外使用手続について一般質問の通告が出た直後に、田中教育長は、議員に対し当時、教育委員会事務局内で結論の出ていなかった目的外使用手続きのシステム化について説明を行った。
- ⑨ 田中教育長は、平田氏が目的外使用のシステム化について答弁した令和7年3月の福祉教育委員会終了後、質問した議員のところに行き検討状況を説明した。
- ⑩ 田中教育長は、契約書に市が負担等を明記されている仮設校舎の固定資産税等について契約相手が負担するよう平田氏に交渉を指示した。  
本件についての市長への説明は、あとでなされた。
- ⑪ 夜間電話の委託について、廃止の話をした平田氏に対して、田中教育長はすぐには止められないとの発言をした。

## (二) 事実に対する評価

- (1) 平田氏が精神的な攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求として指摘する多数の事実は、形式的にはパワーハラスメントの類型に該当しうるものである。さらに、以下のような上甲氏やA氏の証言もある。
  - ・上甲氏（前総務部長）の証言について
    - i 令和6年11月以降、平田氏から教育長によるハラスメントの相談を受けていた。
    - ii 令和7年4月1日付人事異動の検討にあたり、須田副市長から、平田氏が教育委員会のガンなので教育委員会から出してほしいと頼まれているとの発言があった（ただし、その場に同席していた湯川人事課長からは記憶にない旨の証言がある）。なお、平田氏は令和7年4月1日付でこども部に異動になっている。
  - ・A氏（前教育委員会事務局総務課主査）の証言について
    - i 目的外使用の業務の見直しに関連して、平田氏がロゴチャットグループから疎外されていた。
    - ii 定年までもう無理かもと平田氏がつぶやいていた。
    - iii iiと同時期に平田氏が体調を崩し、続けて休暇を取ることがあった。
- (2) これらのことから、上記教育長の言動は、教育長の平田氏に対するパワーハラスメント行為であることを強く推認させるものである。
- (3) しかし、他方で、教育長は平田氏の指摘する事実に対して弁明しており、各弁

明に一定の合理性が認められる。以下、主要な事実について評価する。

- ① 平田氏が、精神的な攻撃として主張する事務分掌見直しにおける発言については、教育長と平田氏の二人だけのときになされたものであり、その際の具体的な発言内容や声のトーンなどは証拠上明らかではない（「大丈夫か?」「どうしたのか?」などの発言があったことは両者の証言が一致している）ものの、精神的な攻撃とまで言える言動があったとは認定できない。また、あえて二人の場を作り発言したという問題はあるが、教育長の弁明（当時業務が円滑に回っていなかったことや、連携が十分でなかったことから、そのような発言をした。）にも一定の合理性が認められる。
  - ② 人間関係からの切り離しの部分については、ロゴチャットグループからの除外について、教育長は「データのやり取りであったため」「わざわざ管理職を入れる必要がない」と証言しているが、実際やり取りされていた資料は教育長が自身の考える課題等をまとめ、次の会議のために作成した資料と考えられ、平田氏にも共有することが自然と考えられ、教育長の弁明は、この点について合理性は認めにくい。一方で、機構改革については教育長との方針の違いにすぎないように思われること、教育長と平田氏との間で様々なことについて相談や協議をしていたことが伺われること、さらに、「半年程過ぎた頃から、私が意見をするとかいった内容については、声がかかることがなくなり、大体は後程教育監から報告をいただく状況」であったとの平田氏の証言についても、業務に必要な情報共有がなされていることも踏まえれば、不相当であるとまで認定することは困難である。
  - ③ 過大な要求の項目（契約内容について相手方と再度交渉するように指示したこと）についても、教育長の「1回目の交渉で諦めずに、次にまたその上司の方に当たっていただくように言ってほしい」という指示は、相当性を欠くとまでは見られない。
  - ④ その他、上記において認定した各事実については、外形的な事実として認定できるものの、平田氏が主張するような「教育長が意図的に平田氏に精神的に攻撃したり、業務から外したりした」とまでは評価できず、パワーハラスメントであると言えるものではない。
- (4) 令和7年7月11日から教育委員会の職員を対象にアンケートが行われているが(61名中54名が回答)、教育長が平田氏を含む職員に対してパワーハラスメントを行っていることを明確に裏付ける結果までは認められなかった。
- (5) さらに、平田氏は、令和7年4月から部長に昇任しており、教育長が適切に平田氏を評価していたとみることもできる。

(6) このような事情からすれば、教育長の平田氏に対する個別の言動について、パワーハラスメントではないかという重大な疑問はあるものの、パワーハラスメントであると認定することまでは困難である。また、平田氏が主張するように、「常日頃の教育長の言動の積み重ねが集約され、全体的にハラスメントに当たる」という趣旨の主張についても、曖昧性が残り、また、平田氏の主観を強調し過ぎるものとも言えるもので、パワーハラスメントであると認定することまではできないと考える。

(7) もっとも、パワーハラスメントに当たらなければ、指導の一環として全て許されるというわけではない。

上記田中教育長の言動は、パワーハラスメントに当たらないとしても、部下に精神的負担を与えていたことは複数の証言からも明らかであり、極めて不適切な言動と認められうるものである。

教育長という役職は、教育委員会のトップであることからしても、田中教育長には強く改善が求められる。

#### 第7-4 山根幸治氏申出書について

山根氏の申出書は、市長、教育長をはじめ教育委員会、総務部と組織全体からの個人攻撃、ハラスメントがあったとして、令和7年11月12日付で市議会議長宛に提出されたものである。

教育委員会事務局総務課主査である山根氏は、令和7年10月に発覚した、さつき学園の教室改修工事における分割発注及び未実施の工事に対する先行払いに係る問題において、当該工事の事務の進め方については上司である課長や主任にも相談し報告していたにもかかわらず、山根氏のみ責任があるかのように扱い、警察に相談したり、市長と教育長が山根氏を犯人のように議会に対し報告を行ったことは、市長、教育長をはじめ教育委員会、総務部と組織全体からの個人攻撃、ハラスメントであると主張し、本委員会での調査を求めている。

#### 1 委員会としての判断

##### (一) 認められる事実

- ① さつき学園の教室改修工事を行うにあたり、本来入札すべき金額の工事について、分割発注による随意契約が行われた。
- ② 当初は令和7年の夏に工事を行う予定であったが、さつき学園校長の依頼で11月以降に延期された。
- ③ さつき学園の教室改修工事については、工事が行われていないにもかかわらず

ず、6月から9月の間に、分割された工事ごとの支出負担行為伺書、支出命令書が作成され、支払いが行われていた。なお、支出負担行為伺書には水野教育委員会総務課長、林教育委員会総務課主任が決裁を、支出命令書には林主任が決裁を行っている。

- ④ 10月22日、工事業者を教育委員会に呼び、当該業者に対して工事完了後の写真を求め、工事を実施していないことの確認がなされたが、その場に水野課長、林主任に加えて、瀬尾教育部次長も立ち会っていた。
- ⑤ 工事が行われていないのに先行払いが行われていたことは10月22日に市長へ報告されている。
- ⑥ 守口市においては、直前に、分割発注による少額随意契約を使った贈収賄事件（別の人間による事件。10月17日に逮捕）が発覚していた（総務部長からは令和6年度、7年度の契約について検証するようにとの全庁通知がなされている）。

このような事態も踏まえ、本件については市長の判断で10月23日に総務部長が警察へ一報を入れ、さらに市長、教育長から議会への報告がなされた。その際、市長又は教育長から、工事を担当した職員が今休んでいるという発言があった。10月25日には総務部と教育委員会事務局の職員が警察に相談している。

この時点で、担当である山根氏からの事情聴取は行われておらず、市長の判断は上司（水野課長、林主任）の報告に基づくものであった。山根氏からの事情聴取は10月28日に行われた。

- ⑦ 山根氏は先行払いについて上司（水野課長、林主任）に報告したと証言するが、他方で、上司は、分割発注であることについては了解しているが、工事の延期を知らず、先行払いについては聞いていない旨証言し、山根氏の証言と食い違いがある。
- ⑧ 山根氏は、病気休暇から復帰した11月7日以後、本来の担当業務ではなく、封筒にゴム印をつく単純作業に従事していた。

## （二） 事実に対する評価

- （1） 本件申出が本委員会の調査事項に追加されているが、本委員会の調査対象はあくまで瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメントの有無についてである。

かかる観点から本件を見るに、本件において市長、教育長が行ったことは、警察への一報と議会への報告である。そして、かかる行為は、部下からの報告

に基づいてなされたものである。

未実施工事に対して支払いがなされており、このような支払は本来あり得ないこと、また、この直前には分割発注による随意契約を利用した不正事案について逮捕者も出ていたこと等も合わせて考えると、事前に当事者に事情聴取を行わなかったという問題はあるものの、市長、教育長が警察へ一報を入れ、議会に報告をするという対応は、相当性を欠くものとは言えない。

従って、委員会としては市長、教育長のパワーハラスメントとして本件を取り上げることは行わない。

(2) ただ、関係者の証言を見ると、工事業者の証言からは、山根氏が水野課長に工事が11月以降に延期されたことを伝えていたこと及び先行払いを伝えていたことが伺われる。また、さつき学園の校長からは、工事が11月以降になることを林主任に伝えていたこと、水野課長に工事のことについて報告・相談していたことの証言がある。これらは先行払いを水野課長や林主任が認識していたことを前提とするものである。さらに、未実施であるのに先行払いがなされた工事に関する支出負担行為伺書には水野課長、林主任が決裁を、支出命令には林主任が決裁を行っている。

そのため、先行払いを知らなかったという水野課長や林主任の証言には疑問が残る。さらに、10月22日に瀬尾次長が工事業者への確認に立ち会った行動についても、写真を求めるだけなのに、次長級の職員がこのような場に立ち会うことは不自然であり、工事の問題を認識していたために立ち会ったのではないかの疑問がある。仮にこのようなことが意図的に行われていたとすれば、場合によっては組織全体の問題にも波及しうるものである。

さらに、林主任からは、山根氏から上司を信用していない旨の発言があったとの証言や強い口調で山根氏から言われたという証言があり、また、瀬尾次長からも、山根氏が林主任に対して強い口調で話をしているのが聞こえたとの証言があり、職場全体の環境が悪化していたという側面もあり得る。

そのため、守口市としては、本問題を再調査し、再発防止に努めることが望ましいと考える。

## 第8 証言拒否等

### 1 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否等の状況

なし

## 2 証人の証言拒否の状況

### (1) 湯川 正和 証人 (人事課長)

尋問の概要	証言拒否の理由
令和7年10月1日付の人事異動は、誰からのどのような指示で行ったか。	職務上の秘密に属するため
公正職務等審査委員会には人事課も事務方として入っているが、ハラスメント申出者本人からの事情聴取をしなくてもいいのか確認しなかったのか。	職務上の秘密に属するため

### (2) 西岡 貴之 証人 (総務部長)

尋問の概要	証言拒否の理由
公正職務等審査委員会の委員に対し、ハラスメント申出者本人から事情聴取すべきではないかと言わなかったのか。	職務上の秘密に属するため

### (3) 田中 実 証人 (教育委員会教育長)

尋問の概要	証言拒否の理由
上甲氏、尾崎氏に提示した原田教育監の更迭などについて記された文書は、誰から、どこで入手したのか。	第三者の保護のため

## 3 虚偽の証言、自白の状況

なし

## 4 記録の提出拒否の状況

第5(1)「地方自治法第100条第1項に基づき提出を求めた記録及び提出状況」のとおり

## 5 宣誓拒否の状況

なし

## 第9 告発

### 1 告発の状況

なし

## 第10 調査経費

### 1 調査経費に関する議会の議決の状況

令和7年度分 100万円以内（令和7年9月30日議決）

令和7年度分 165万円以内（令和7年12月19日追加議決）

### 2 決算見込額

事業名	節	細節	内 訳	金額(円)
議会運営事業	委託料	委託料	音声データ反訳	686,400
	報償費	報償金	弁護士法的助言業務	950,000
	旅 費	費用弁償	実費弁償	9,500
			合 計	1,645,900

## 第11 その他

### 1 証人に対する公示送達

なし

### 2 その他

なし